

専門医会に関する規則

(趣旨)

第1条 本規則は、定款第4条(3)に基づき、日本リハビリテーション医学会専門医会(以下、専門医会という)を組織し、その運営について定めるものである。

(目的)

第2条 専門医会は、リハビリテーション科専門医(以下、専門医という)の資質向上を図り、関係する研究・研修活動に積極的に取り組み、リハビリテーション医学・医療の発展と普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 専門医会は、次の事業を行う。

- (1) 専門医学術集会の開催
- (2) 専門医の生涯教育
- (3) 研究・研修活動
- (4) 専門医会に関する広報
- (5) その他、専門医に係わる事項

(専門医会の会員)

第4条 専門医会の会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 本医学会の会員のうち、専門医の資格を有するものに限る。
- (2) 専門医の資格取得と同時に専門医会の会員となる。
- (3) 専門医の資格を失った時は、専門医会の会員としての資格も喪失する。

(組織)

第5条 専門医会は、次の役職を置く。

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 幹事長 | 1名 |
| (2) 副幹事長 | 2名 |
| (3) 幹事 | 10名以内(但し、幹事長・副幹事長を含む) |
| (4) 特別委員 | 若干名 |

(幹事及び特別委員の選任)

第6条 幹事は、専門医会総会において専門医会の会員の中より幹事候補者を選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

- 2 幹事候補者選出の方法は別に定める。
- 3 幹事は、リハビリテーション医学会理事、監事を兼任できない。
- 4 特別委員は、専門医会幹事会が認めた場合、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

5 幹事は互選で幹事長及び副幹事長を定める。但し、特別委員は、幹事長・副幹事長の互選には加えない。

(幹事の職務)

第7条 幹事長は、専門医会の業務を総理し、専門医会を代表する。

2 幹事長に事故ある時、幹事長があらかじめ指名した順序により、副幹事長がその職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を組織して、本規則に基づき、専門医会総会で議決した方針に沿って必要な事業を執行する。

(幹事の任期)

第8条 幹事の任期は、次のとおりとする。

- (1) 任期は2年とし、再任は妨げない。
- (2) 連続して3期までとする。

(特別委員の任期)

第9条 特別委員の任期は1年で、再任は妨げない。

(幹事会)

第10条 幹事会は、年2回以上開催し、幹事現在数の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は幹事の過半数をもって決する。
- 3 特別委員は幹事会の議決に加わることはできない。
- 4 議事および専門医会総会の決定事項は理事会に報告する。
- 5 プロジェクトグループを置くことができる。

(専門医会総会)

第11条 定例総会は、毎年1回、幹事長が招集する。

- 2 臨時総会は、幹事会が必要と認めたとき、幹事長が召集する。
- 3 総会は、会員現在数の5分の1以上で成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。但し、やむをえず欠席する場合は、委任状をもって出席とみなすことができる。

附則

本規則は、平成22年5月20日より施行する。

専門医会幹事選挙に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医会に関する規則第6条第2項に基づき、幹事の選出について定めるものである。

(選挙管理委員会)

第2条 本内規による選挙の管理執行に関する事務は、選挙管理委員会（以下委員会という）が行う。

- 2 委員会は5名で構成し、委員会委員（以下、委員という）は、専門医の資格を有する者（専門医の認定状況が保留・喪失以外）の中から幹事長が任命する。但し、委員は幹事候補者にはなれない。
- 3 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 4 委員長は、委員の中から互選する。
- 5 委員長は委員会を代表し、その事務を総理する。但し、委員長に事故あるときは、他の委員の互選により委員長代行者を決定する。
- 6 委員会の議長は委員長とする。
- 7 委員会は、委員現在数3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(投票)

第3条 投票は、選挙人1名につき5票の電子投票、または郵送投票にて行う。

- 2 郵送投票用紙は、委員会の定めたものを用い、未達による再発送は行わない。
- 3 定数内で、白票を除く有効投票の上位得票者を当選とする。
- 4 得票が同数の場合は、委員長の抽選により当選者を決める。
- 5 候補者が定数または定数に満たない場合は、無投票当選とする。

(選挙の日程)

第4条 選挙は、専門医会定例総会（以下「専門医会総会」という）に合わせ、概ね以下の日程で行う。

- (1) 選挙告示、幹事立候補受付及び郵送投票申込の受付： 110日前
- (2) 立候補締切： 80日前（必着）
- (3) 立候補者名・所信表明の告示： 60日前
- (4) 郵送投票申込の締切： 60日前（必着）
- (5) 電子投票・郵送投票開始： 45日前
- (6) 電子投票・郵送投票締切： 15日前（必着）

(7) 開票報告：専門医会総会

(被選挙人)

第5条 立候補者は、選挙の行われる年の3月末日に専門医の資格を有するもので、専門医の資格を有する評議員2名の推薦を受けて届け出たものとする。

- 2 幹事立候補者は立候補に際して、立候補届・推薦状・所信表明（別紙）を提出する。
- 3 選挙の行われる年の4月1日から選挙期日前の間に専門医の認定状況が保留・喪失となったものは、被選挙権を喪失する。

(選挙人)

第6条 選挙人は選挙の行われる年の3月末日に専門医会会員となっているものとする。

- 2 専門医の認定状況が保留となっているものに選挙権はない。また、選挙の行われる年の4月1日から選挙期日の間に保留解除となった場合も、選挙権はない。
- 3 選挙の行われる年の4月1日から選挙期日前の間に専門医会会員の資格を喪失したものは、選挙権を喪失する。

(告示)

第7条 委員会は、立候補者名、それぞれの所信表明をあらかじめ全専門医に告示する。

- 2 委員会は、選挙結果を全専門医に報告する。

(開票)

第8条 委員会は、選挙期日までに専門医会会員の中から開票立会人3名を指名する。

- 2 開票は、委員会が開票立会人のもとで行わなければならない。
- 3 次の投票は、これを無効とする。
 - (1) 電子投票と郵送投票、どちらも行ったもの
 - (2) 郵送投票の際、定められた投票用紙を用いなかったもの
 - (3) 定められた連記人数を超えているもの

附則

本内規は、平成22年3月13日より施行する。

【別紙】

- 一. リハビリテーション科専門医会幹事 立候補届
- 一. リハビリテーション科専門医会幹事立候補者 推薦書
- 一. リハビリテーション科専門医会幹事 立候補所信表明

専門医会幹事長及び副幹事長選任に関する取り決め

1. 本取り決めは専門医会に関する規則第6条第5項に基づき幹事会の人事について定めるものである。
2. 幹事長の互選は、幹事選任の後に開催する幹事会において行うものとする。これに関しては選挙管理委員長が議長となる。
3. 幹事から立候補および推薦のあったものを候補者とする。候補者が複数のときは選挙を行い、単数のときは信任投票を行う。
4. 選挙を行う場合は、以下の手順で行う。
 - (1) 出席幹事全員による単記無記名投票を行う。
 - (2) 投票にて、出席幹事数の過半数の得票があったものを当選とする。それに該当する者がいない時は、上位2名による決選投票を行い、過半数をもって決する。
 - (3) 同数の場合は抽選を行う。
5. 信任投票を行う場合は、出席幹事数の過半数の得票をもって信任とする。
6. 副幹事長2名は、幹事長が選任する。
7. 本取り決めの改廃は、幹事会の議を経て専門医会総会において承認を得るものとする。

附則

本取り決めは、平成20年1月26日より施行する。

本取り決めは、平成22年5月31日より施行する。